

○内閣府令第二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の五第一項及び第四項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部分を次のように定める。

平成二十九年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「開始された場合」の下に「（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。）」を加える。

第二号様式第二部第2の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】<sup>(32)</sup>

第二号様式記載上の注意<sup>(32)</sup>を次のように改める。

<sup>(32)</sup> 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下<sup>(32)</sup>において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。

b 最近日現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第1号様式記載上の注意<sup>(4)</sup> a中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」と改める。

第1号の四様式第一部第2の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第1号の五様式第三部第2の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】<sup>(38)</sup>

第1号の五様式記載上の注意<sup>(38)</sup>を次のように改める。

(38) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 最近日現在において提出会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。

b 最近日現在における提出会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第1号の六様式第三部第2の3を次のように改める。

**3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】**

第1号の七様式第三部第2の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第三号様式第一部第2の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (12)

第三号様式記載上の注意(12)中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」と改める。

第三号様式記載上の注意(12) a 中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」と改める。

第三号の二様式第一部第2の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (18)

第三号の二様式記載上の注意(18)中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第四号様式第一部第2の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第四号の様式記載上の注釈⑨ a (b) 中、「（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）」を削る。

第四号の様式記載上の注釈⑨ a 中、(f)を(g)とし、(b)から(e)および(h)から(j)を(c)から(f)のまゝに加える。

(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(c)及び(g)において同じ。）が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下(b)において同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等について重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容。

第四号の様式記載上の注釈⑨ c 中「当四半期連結会計期間」を次に「（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）」とする。

第五号様式第1部第2の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (11)

第五号様式記載上の注(五)を次のように改める。

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。b及びcにおいて同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。bにおいて同じ。）が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下aにおいて同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等に重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容を記載すること。

b 当中間連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12

号) 第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

第五号様式記載上の注意(18) a中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」と改める。

第五号の11様式第一部第2の3を次のように改める。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (13)

第五号の11様式記載上の注意(13)を次のように改める。

#### (13) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- a 当中間会計期間において、提出会社が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下 a において同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等に重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容を記載すること。



b 当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

第七号様式第11部第3の3を次のように改める。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (37)

第七号様式記載上の注釈⑤中「対処すべき課題」と「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」とを改める。

第七号様式記載上の注釈⑥中「対処すべき課題」と「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」とを改める。

第七号の四様式第三部第3の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第八号様式第一部第3の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(19)

第八号様式記載上の注意(19)中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第九号様式第一部第3の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第十号様式第一部第3の3を次のように改める。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(14)

第十号様式記載上の注意(14)中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第一号中「行う場合」の下に「（当該募集又は売出しに係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。）」を加える。

第六号様式記載上の注意(2)g中「~~証券取引法~~」を「~~証券法~~、~~証券環境及び対処に関する法律~~」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府

令」という。) 第二号様式第二部第2の3並びに同様式記載上の注意<sup>(32)</sup>及び<sup>(42)</sup>a (新開示府令第二号の四様式 (新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第二号の六様式及び第八号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第二号の四様式第二部第2の3、第二号の五様式第三部第2の3及び同様式記載上の注意<sup>(38)</sup> (第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第二号の六様式第三部第2の3、第七号様式第二部第3の3並びに同様式記載上の注意<sup>(37)</sup>及び<sup>(43)</sup>f (新開示府令第七号の四様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)並びに第七号の四様式第三部第3の3の規定は、有価証券届出書 (金融商品取引法 (以下この条において「法」という。)) 第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち法第五条第一項 (法第二十七条において準用する場合を含む。)) の規定によるものをいう。以下この項において同じ。) に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十九年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

2 新開示府令第三号様式第一部第2の3並びに同様式記載上の注意(12)及び(22) a (新開示府令第三号の二様式及び第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式第一部第2の3及び同様式記載上の注意(18)、第四号様式第一部第2の3、第八号様式第一部第3の3及び同様式記載上の注意(19)並びに第九号様式第一部第3の3の規定は、平成二十九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(法第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

3 新開示府令第四号の三様式記載上の注意(9) a (b)から(g)まで及び(9) cの規定は、平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書(法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

4 新開示府令第五号様式第一部第2の3並びに同様式記載上の注意(11)及び(18) a (新開示府令第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第五号の二様式第一部第2の3及び同様式記載

上の注意(13)並びに第十号様式第一部第3の3及び同様式記載上の注意(14)の規定は、平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価証券令」という。）第六号様式記載上の注意(20)g（新特定有価証券令第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合における当該会社の最近事業年度の末日が平成二十九年三月三十一日以後である場合について適用し、当該会社の最近事業年度の末日が同日前である場合については、なお従前の例による。